

国立・国定公園の新規指定等検討対象地域の選定の考え方（案）

1. 選定の考え方

- ・これまで、生物多様性の観点から重要となる地域として、「生態系タイプを代表する重要地域」を抽出してきている（一部は今後追加を予定）。
- ・抽出した重要地域について、生態系タイプとしての代表性・傑出性を評価し、既存の公園との重複状況や関係性、他の保護地域との重複状況などを分析することにより、国立・国定公園の新規指定や区域拡張の検討対象地域を選定する。
- ・既に国立・国定公園区域として保護されている重要地域については、その公園の指定理由をチェックし、生態系タイプとしての重要性が指定理由として評価されていない場合は、指定理由あるいは保護計画への反映を検討することとする。

2. 作業手順

①代表性・傑出性の考え方（国立公園の新規指定・大規模拡張に関連）

- ・国立公園としての資質の判断の観点から、抽出された生態系タイプを代表する重要地域の代表性・傑出性について検討する。
- ・傑出性が優れている地域のうち、現在の国立公園と重複していない地域を国立公園の新規指定検討対象地域（一部重複の場合は大規模拡張地域）として選定する。
- ・生物多様性保全の観点からの代表性・傑出性の考え方は以下の通り。また、規模の要件についても、必要に応じて検討する。

<生物多様性保全の観点での代表性・傑出性の考え方>

- (1) 固有種が集中して分布している地域
- (2) 我が国の地形地質の形成史を反映した特徴的な生態系が成立している地域
- (3) 多様な生態系が複合的に一体となって豊かな生態系を形成している自然性の高い地域（例えば、陸から海まで連続して豊かな自然環境を有する地域、干潟・藻場・サンゴ礁・海棲動物等が集中している海域など）

<規模の要件>

規模の要件については、上記の考え方により追加される地域における資源の分布状況、管理・利用面から必要となる地域の分布状況を考慮して検討する。

【参考：従来の選定の考え方】

- ・従来は主に地形の観点、自然環境の原始性の観点から我が国を代表する傑出した地域を国立公園として指定。
- ・面積は3万 ha 以上（海岸を主とする公園にあつては1万 ha 以上）、2,000ha 以上の原始的な核心地域（海岸を主とする公園は核心地域の海岸が20km 以上）を有していること。

②代表性・傑出性が低いと考えられる地域の考え方

- ・代表性・傑出性が低いと考えられる地域については、既存の国立・国定公園との重複状況から、付近に既存公園がない地域、付近に既存の公園がある地域、既存の国立・国定公園に重複している地域に分ける。
- ・付近に既存公園がない地域については、他の保護地域制度との重複状況を分析し、保護が十分でない地域と、既に保護されている地域に分類する。

③代表性・傑出性の観点から準ずる地域の考え方（国定公園の新規指定に関連）

- ・②において、保護が十分でない地域とされた地域については、代表性・傑出性が国立公園に準ずる地域を国定公園の新規指定検討対象地域として選定する。「準ずる」と判断されなかった地域は、他の保護地域制度での担保を検討する地域として選定する。
- ・「準ずる」の考え方としては、生態系タイプとしての代表性・傑出性について規模、保全状態等を評価する。

【参考：従来の選定の考え方】

- ・国立公園に準ずる地域、利用の利便性を考慮した地域を国定公園として指定。
- ・面積は1万 ha 以上（海岸を主とする公園にあつては3,000ha 以上）、1,000ha 以上の原始的な核心地域（海岸を主とする公園は核心地域の海岸が10km 以上）を有していること。

④付近の国立・国定公園の指定理由との関係性、区域の連続性の考え方（国立・国定公園への編入に関連）

- ・②において、付近に既存の公園がある地域とされた地域については、付近の国立・国定公園の指定理由との関係性や区域の連続性について分析し、関係性がある地域、関係性が少ないが区域が連続している地域については、国立・国定への編入検討対象地域として選定する。
- ・関係性が少なく、かつ、区域が連続していない地域については、他の保護地

域制度との重複状況について分析し、重複していない地域については他の保護地域制度での担保を検討する地域として選定する。

- ・従来、付近の公園の指定理由との関係性、区域の連続性を考慮し、編入の是非を検討してきており、その方針は基本的には変わりがないものとするが、生物多様性保全の観点から重要な視点を改めて整理する。

<指定理由との関係性、区域の連続性の考え方>

(1) 指定理由との関係性

- ・指定理由となっている地形地質や生態系と同様の成立要因を有する重要地域

(2) 区域の連続性

- ・風景地として一体としてとらえることができる重要地域
- ・現在の公園区域と同一の流域に含まれ、かつ、生態系の連続性・生物の移動経路として重要な機能を果たしている重要地域
- ・公園区域を連続して確保できる重要地域

- ・今後、地形地質の観点からの評価の追加（生態系タイプを代表する重要地域以外も含める）、利用のあり方、管理体制、地域の意向・熱意、関係機関（国・地方）との調整を考慮して、国立・国定公園新規指定候補地、編入候補地を選定していく必要がある。